

中国税務速報

2025 年 2 月 19 日

一、「国家税務総局の公告 2025 年第 1 号」企業所得税の年次確定申告の最適化に関する国家税務総局の公告

1 月 20 日、国家税務総局は、「企業所得税の年次確定申告の最適化に関する公告」を公表し、中華人民共和国の企業所得税の年次確定申告書（A 級、2017 年バージョン）の一部の様式及び記入方法を改訂した。今回の改訂には主に 8 つの様式が含まれている。

1. まず、「免税・所得控除・加算控除明細表」（A107010）と「所得税減免明細書」（A107040）の 2 つの様式が廃止され、「免税・所得控除・加算控除」及び「所得税減免」に関する優遇措置が申告書本体に統合された。
2. 次に、「企業所得税年次申告表」（A100000）、「資産の減価償却及び税額調整明細表」（A105080）、「研究開発費の加算控除優遇明細表」（A107012）、「税額控除優遇明細表」（A107050）、「地域間合算納税企業の年度企業所得税明細表」（A109000）、「企業所得税合算納税企業の支店所得税配分表」（A109010）の 6 つの様式が改訂された。そのうち、「中華人民共和国の企業所得税の年次確定申告書（A 類）」（A100000）の名称が「企業所得税年次確定申告書本体」に改名された。
3. また、本改訂により、「企業所得税の年次確定申告書」と残りの 15 種類の関連様式との関係に基づく記載要領も同時に調整された。

出典：掲載元名「企業所得税の年次確定申告の最適化に関する国家税務総局の公告」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5237968/content.html>

二、「京商外運字『2025』1 号」「2025 年対外貿易企業の国際ビジネス能力向上を支援するためのプロジェクト申告ガイドライン」に関する北京市商務局の通知

北京市商務局は、対外経済貿易発展基金を設立し、北京市における対外貿易企業の国際ビジネス能力を向上させるためのプロジェクトの申告作業を支援する。そのうち、国際市場の開拓に従事し、国際市場開拓のための明確な作業スキームと市場開拓プランを持ち、輸出入業務に従事する企業を重点的に支援する。

支援額の割合は通常、プロジェクト金額の 50%、最大 70%に達する可能性もある。一つのプロジェクトに対する支援額の上限は 30 万元、一つの企業のすべてのプロジェクトに対する支援額の上限は 100 万元である。企業は 3 月 14 日までに、公式サイトである <http://sw.beijing.gov.cn/zt/wmwzz/index.htm> から申告することができる。

出典：掲載元名「2025 年対外貿易企業の国際ビジネス能力向上を支援するためのプロジェクト申告ガイドラインに関する北京市商務局の通知」

https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202501/t20250117_3991531.html

三.「国弁函『2025』 14号」 国务院弁公庁に転送された「リスク防止に対する監督を強化し、信託業の質の高い発展を促進するためのいくつかの意見」に関する金融監督管理総局の通知

国务院弁公庁は、金融監督管理総局が公表した「リスク防止に対する監督を強化し、信託業の質の高い発展を促進するためのいくつかの意見」（以下、「意見」という）を伝達し、7つの内容を明らかにした。

1. 「意見」では、信託会社の市場参入を厳しく監督し、また、信託会社の設立基準を厳格に設定し、条件を満たさない会社に対しては、是正または撤退を命じ、業界の社数を減らし、質を向上させることを積極的、着実に進める。
2. 信託会社に対する継続的な監督を強化し、コーポレートガバナンスおよび株主と実質的な支配者に対する監督を強化する。さらに、等級・分類の監督を強化し、違法・不法行為を厳格に取り締まる。
3. 信託業務のプロセス全体に対する監督を強化し、信託の設定・売却を厳しく監督し、信託の存続期間に対する監督及びデュー・デリジェンスと情報開示を重視し、信託の期間満了に伴う清算を標準化する。
4. 信託制度の構築を強化し、慈善信託を設立し、かつ慈善活動を行った会社は法に基づき税制優遇措置を受けることができる。

出典：掲載元名「国务院弁公庁に転送された「リスク防止に対する監督を強化し、信託業の質の高い発展を促進するためのいくつかの意見」に関する金融監督管理総局の通知」

https://www.gov.cn/zhengce/content/202501/content_7001454.htm

四.「国弁発『2025』 2号」文化・観光消費を促進するための新成長点のさらなる育成に関するいくつかの方法

2025年1月9日、国务院弁公庁は、「文化・観光消費を促進するための新成長点のさらなる育成に関するいくつかの方法」を公表した。主な内容は以下のとおり。

1. 国民の利益となる消費促進のための優遇措置を充実する。消費に繋がる一連の文化・観光活動を全国的に実施する。各地方自治体は連携して、メーデー連休、国慶節連休、夏休みなど観光シーズンを中心に、消費週間、消費月間、消費シーズンなど、年間を通じた多様かつ豊富な内容の文化・観光活動を開催する。また、消費を通じて国民に利益をもたらす活動を推進し、地域の実情に合わせて条件付きで、文化・観光消費クーポン、消費還元、ポイント還元、抽選などの優遇措置の導入を奨励し、公的機関のサービス供給を拡大する。
2. さまざまな年齢層の消費ニーズに応える。親子で利用できる娯楽サービスの最適化、見学旅行の革新、高齢者向けの文化・観光サービスの質の向上などの措置を取る。
3. 特色のある質の良い商品を充実させ、多様な文化・娯楽商品を供給し、また特色のある観光商品を発売し、国民的流行の商品を開発する。
4. 消費シナリオを育成する。既存のスペースを活性化・改善し、複合商業施設、商店街、観光地、街区、文化産業パークなどを支援して、文化クリエイティブ産業、劇場、展覧会、専門書店、スポ

ーツ・フィットネス、文化をテーマにしたレストランなどを根付かせる。そして、夜間の文化・観光経済を発展させるなど、新しい消費シーンを創造する。

5. 産業政策を革新する。財政・金融支援を強化し、文化・観光への効果的な投資を拡大し、労働者の消費ポテンシャルの解放を図る。
6. 消費環境の最適化により公共サービスのレベルを向上させる。インバウンド観光政策を最適化し、ビザ免除国の範囲を整然と拡大し、ビザ免除期間を適切に延長するなど外国人の中国への観光政策を最適化する。「バイ・ナウ・リターン・ナウ」の措置を拡張するなど外国人の帰国時の税還付サービスを最適化して、良好な市場秩序を維持する。

出典：掲載元名「文化・観光消費を促進するための新成長点のさらなる育成に関するいくつかの方法」 https://www.gov.cn/zhengce/content/202501/content_6998238.htm